

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための独立行政法人の納付金の納付等に係る手続に関する期限の臨時特例に関する政令（概要）

令和 2 年 6 月
総務省行政管理局

1. 政令の趣旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構その他の独立行政法人の国庫納付金の納付等に係る手続に関する期限を延長する特例を設けるものである。

2. 政令の内容

(1) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）の特例

- ① 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が、平成 27 年 4 月 1 日に始まる中長期目標の期間に係る積立金の処分を行う場合
- ② 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構及び独立行政法人統計センターが、平成 31 年 4 月 1 日に始まる事業年度に係る積立金の処分を行う場合における以下の特例を規定。

積立金の処分に係る承認の期限	令和 2 年 6 月 30 日を同年 8 月 21 日に変更
納付金の計算書の提出期限	令和 2 年 6 月 30 日を同年 8 月 21 日に変更
納付金の納付期限	令和 2 年 7 月 10 日を同年 8 月 31 日に変更

(2) 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成 19 年政令第 30 号）の特例

- ① 独立行政法人住宅金融支援機構が、平成 31 年 4 月 1 日に始まる事業年度に係る独立行政法人住宅金融支援機構法施行令第 8 条に規定する毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付を行う場合における以下の特例を規定。

納付金の計算書の提出期限	令和 2 年 6 月 30 日を同年 8 月 21 日に変更
納付金の納付期限	令和 2 年 7 月 10 日を同年 8 月 31 日に変更

- ② 独立行政法人住宅金融支援機構が、平成 31 年 4 月 1 日に始まる事業年度に係る独立行政法人住宅金融支援機構法附則第 7 条第 5 項に規定する既往債権管理勘定における利益の処理を行う場合における以下の特例を規定。

積立金の処分に係る承認の期限	令和 2 年 6 月 30 日を同年 8 月 21 日に変更
納付金の計算書の提出期限	令和 2 年 6 月 30 日を同年 8 月 21 日に変更
納付金の納付期限	令和 2 年 7 月 10 日を同年 8 月 31 日に変更

3. 施行期日

公布の日（令和 2 年 6 月 26 日）